

平成 30年 第 1 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	平成 30年 3月 2日 (金)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	平成 30年 3月 16日 (金) 14時 20分
散 会	平成 30年 3月 16日 (金) 15時 06分
出席議員	<p>議長 矢野 勉 1番 深野良二  2番 田口讓司 3番 横山善美  4番 山本一洋 5番 奥村忠義  6番 木村博文 7番 石丸時次郎  8番 栗野光雄 9番 山本久矢  10番 川上康男 11番 福本秀昭  12番 梅田美代子 13番 一木哲美  14番 河内直子 15番 田中政浩</p>
出席議員数	16名
欠席議員	なし
地方自治法 第122条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	<p>町 長 田頭喜久己 副町長 中野高文  教育長 入江哲生 総務課長 大武一幸  企画課長 岩下定徳 財政課長 神本浩美  税務課長 藤本英明 住民課長 亀田美香  健康課長 古川秀志 環境防災課長 林浩嗣  建設課長 堀内 明 都市計画課長 重信英志  農林商工課長 近藤亮太 上下水道課長 川波 剛  福祉課長 重信利子 こども課長 一木眞澄  教育課長 橋本照美 生涯学習課長 松尾和彦</p>
欠席者	なし
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	<p>議会事務局長 倉掛俊一 議会事務局議会係長 中原玲子</p>

# 議 事 録

平成30年第1回定例会

[最終日]

平成30年3月16日（金）

開 議	
議 長	<p>本日の出席議員は16人です。 定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(14:20)</p>
議 長	<p>町長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。</p>
町 長	<p>こんにちは。 3月2日、開会初日の私の提案理由の中で一部訂正がございますので、お断りし訂正をさせていただきたいと思っております。 議案第14号でございます。 議案第14号、平成30年度一般会計予算につきましては、予算総額を121億5,583万9,000円としていましたが、121億5,520万円に、前年度比11億4,978万7,000円の増額としていましたが、11億4,914万8,000円の増額に訂正をいたします。 また、財源構成におきまして、自主財源を46億724万4,000円としていましたが、46億660万5,000円に、一般財源額を80億9,498万1,000円としていましたが、80億9,434万2,000円に訂正いたします。よろしくお願いたします。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 議案第1号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第1号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」を、採決します。 議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。 したがって、議案第1号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 議案第2号「権利の放棄について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員</p>
河内議員	<p>予算委員会が始まる前に課長に請求してたんですが、ないのでお尋ねをいたします。 資金を借り入れる際の契約書、それには返済が滞った場合にはどうなるか、どうすべきかが記載されていると思いますが、何と記載されているのか、お尋ねします。</p>
議 長	<p>人権・同和対策室長</p>
人権・同和対策室長	<p>その詳しい文言は、書いてあることはありますけれども、詳しい文言は記憶しておりません。申し訳ありません。</p>
議 長	<p>河内議員</p>

河内議員	この貸付は、部落解放同盟の支部長を通して、この貸付けが行われたと聞いています。部落解放同盟は償還に関して、具体的な協力は何をされてきたのか、お尋ねします。
議長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えいたします。 推薦者として、支部長の推薦があったということは聞いております。 しかしながら、あくまでも町と借受人本人との契約ですので、その内容や返済状況などは個人情報であり、推薦者といえどもお話することはできません。なので、協力をお願いしたことはございません。
議長	河内議員
河内議員	最後です。 最初に滞納が発生した時期に、契約に基づく繰上償還や保証人に返済を求めるなどの対応をしなかったのはなぜか、また、なぜここまで引き延ばしたのか、お尋ねをいたします。
議長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えいたします。 全協でも説明をしましたが、この貸付事業につきましては、地域改善対策の一環として生活環境の向上を目的とした国の事業でありまして、通常の民事債権とは違い、国の指導を受けて実施していく必要があると思っております。 それを踏まえまして、国県からはなるべく本人とその相続人を中心に回収にあたるよう意向が示されておりましたので、町もその方針で回収を進めてきているところでです。 なお、当時の記録では、多少遅れがちではあるものの本人が返済をしている間は、保証人への請求や法的措置などは行う必要がなく、時効管理や督促、納付相談などに応じながらやってきているところでございます。以上です。
議長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 河内議員
河内議員	反対の立場から討論します。 町の負担はないと言っていますが、不納欠損処理を行うことにより、本来国に入るべき私たちの納めた税金である2,500万円の貸付金はなくなってしまいます。 また、平成4年以前の契約は抵当権も設定されていないなど、普通では考えられない契約をしています。あまりにも無謀な貸付けと言わざるを得ません。 早期の対応であったなら、借受人や保証人の死亡もなく、返還を求める対応が可能だったのではないのでしょうか。 よって、反対を表明し、討論とします。
議長	次に、原案に賛成の発言を許します。 田中議員
田中議員	賛成の立場より意見を申し上げます。 国の事業方針に伴い、貸付制度の背景や性質をもとに事業の推進がなされたものと思っております。 また、町の借入金は返還が終わり、財政的にも影響がないということでございます。負債者や保証人等の状況からは、今後も貸付金が返還される見込みがないと聞いておりますので、債権の放棄はやむを得ないことだと思っております。 よって、賛成とし、討論といたします。
議長	他に討論はありませんか。

	<p>これで討論を終わります。  これから、議案第2号「権利の放棄について」を、採決します。  議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。  (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手多数です。  したがって、議案第2号「権利の放棄について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第3	
議長	<p>日程第3 議案第3号「町道の路線認定について」を、議題とします。  これから、質疑を行います。  (質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようです。  これから、討論を行います。  (討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。  これから、議案第3号「町道の路線認定について」を、採決します。  議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。  (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。  したがって、議案第3号「町道の路線認定について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第4	
議長	<p>日程第4 議案第4号「筑前町総合計画策定条例の制定について」を、議題とします。  これから、質疑を行います。  河内議員</p>
河内議員	<p>総合計画は平成32年から10年間という説明を受けました。公表はいつ頃される予定でしょうか。</p>
議長	<p>企画課長</p>
企画課長	<p>お答えいたします。  今議会に条例策定を上程させていただいておりまして、可決後にですね、4月以降策定方針を協議をさせていただきたいと思っております。  その策定方針に基づいてですね、具体的なスケジュールは詰めさせていただきたいと思っておりますけれども、原案につきましては平成30年度代にお示しができればなというふうに思っております。  その後31年度に審議会等々でご議論をいただいて、平成32年度からの総合計画というスケジュールで準備を考えております。</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。  これから、討論を行います。  (討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。  これから、議案第4号「筑前町総合計画策定条例の制定について」を、採決します。  議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。  (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。  したがって、議案第4号「筑前町総合計画策定条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。</p>

日程第5	
議長	<p>日程第5 議案第5号「筑前町めくばーる条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第5号「筑前町めくばーる条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。 したがって、議案第5号「筑前町めくばーる条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第6	
議長	<p>日程第6 議案第6号「筑前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第6号「筑前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。 したがって、議案第6号「筑前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 議案第7号「筑前町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようです。 これから、討論を行います。 まず、原案に反対の発言を許します。 河内議員</p>
河内議員	<p>議案第7号について、反対の立場から討論します。 少人数世帯向けに、現在の小より一回り小さい小を作成したことは結構なこととは思いますが、それに便乗して、現在の小と大の容量を50ℓから45ℓ、30ℓから27ℓへと削減することは、実質的な値上げにほかなりません。 住民負担増となる本議案に反対を表明し、討論とします。</p>

議 長	次に、原案に賛成の発言を許します。 梅田議員
梅田議員	議案第7号、賛成の立場で討論をいたします。 この条例改正の目的は、ごみ減量化への意識的な対策、資源化物のさらなる分別推進、1回当たりの搬出ごみの減量化対応、生ごみの衛生面の対応でございます。 そして現在の2規格のごみ袋を、住民のニーズに沿った、さらに小さい18ℓの小型ごみ袋を導入し、新たな規格とするものであります。 価格は近隣市町村と比較して、ほぼ同等の販売価格となっております。少人数家族で、ごみの搬出量が少ない家族やごみの減量化、分別に努力しておられる住民にとっては18ℓのごみ袋を購入できるようになることで、これまでは仕方なく1枚30円で購入していたものが20円で購入でき、購入費が10円軽減されることになり、負担減となります。 よって、賛成を表明し、賛成討論といたします。
議 長	これで討論を終わります。 これから、議案第7号「筑前町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、議案第7号「筑前町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第8	
議 長	日程第8 議案第8号「筑前町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	新旧対照表の30ページです。 第31条の3項、1行目の終わりから2行目にかけてですが、入居者に該当する者の収入の額が、第5条第1項、第3号の金額を超えとありますが、この金額はいくらか分かったら教えてください。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 手元に金額の資料がございませんので、後ほど答弁させていただきます。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第8号「筑前町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第8号「筑前町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第9	
議 長	日程第9 議案第9号「平成29年度筑前町一般会計補正予算(第8号)について」

	を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第9号「平成29年度筑前町一般会計補正予算(第8号)について」を、採決します。 議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、議案第9号「平成29年度筑前町一般会計補正予算(第8号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第10	
議長	日程第10 議案第10号「平成29年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第10号「平成29年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について」を、採決します。 議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、議案第10号「平成29年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第11	
議長	日程第11 議案第11号「平成29年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第11号「平成29年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を、採決します。 議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、議案第11号「平成29年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12	
議長	日程第12 議案第12号「平成29年度筑前町水道事業会計補正予算（第3号）について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第12号「平成29年度筑前町水道事業会計補正予算（第3号）について」を、採決します。 議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議長	挙手全員です。 したがって、議案第12号「平成29年度筑前町水道事業会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第13	
議長	日程第13 議案第13号「平成29年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第13号「平成29年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）について」を、採決します。 議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議長	挙手全員です。 したがって、議案第13号「平成29年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第14～ 日程第20	
議長	会議規則第35条の規定により、日程第14から日程第20までを一括議題とします。 一括議題とした日程第14 議案第14号から日程第20 議案第20号までについて、予算審査特別委員長の報告を求めます。 田中委員長
田中委員長	予算審査特別委員長として、予算審査特別委員会の審査を報告いたします。 本会議で一括議題として付託されました議案第14号から議案第20号は、慎重に審議した結果、本委員会は、お手元にお配りしました委員会審査報告書のとおり、原案のとおり可決されましたので、会議規則第75条の規定によって報告をします。
議長	報告が終わりました。 一括議題とした議案第14号から議案第20号までに対する委員長の報告は、可決です。

	<p>予算審査特別委員会において詳細な質疑がなされたので、質疑を省略します。 議案第14号「平成30年度筑前町一般会計予算について」、討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員</p>
河内議員	<p>反対の立場から討論します。 厳しい財政運営の中、1つの任意団体にすぎない部落解放同盟への600万円も超える、しかもその大半が人件費に充てられているという補助金は、到底市民の理解を得ることはできないと考えます。しかも今後の削減についても協議すらしていないとは、いったいどういうことなのか。 また、西田地区まちづくり推進委員会運営業務委託も8年目となり、これまで2,000万円を優に超える委託料が支払われてきましたが、未だ先が見えない状況と言いつつ、300万円を超える委託料の必要があるのか理解できません。 他の予算全般については概ね賛成はできますが、先の2点についてが含まれた予算であり、賛成はできかねません。 よって、反対を表明し、討論とします。</p>
議長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。 山本一洋議員</p>
山本議員	<p>賛成の立場で討論いたします。 反対されている予算については、残されている現状課題を解決するために必要なものであり、また、平成30年度一般会計予算は、教育予算の充実と併せ費用対効果や経費削減も盛り込まれているようであります。 よって、適正な内容と判断し、賛成討論といたします。</p>
議長	<p>他に、討論はありませんか。 これで討論を終わります。 これから、議案第14号「平成30年度筑前町一般会計予算について」を、採決します。 議案第14号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手多数です。 したがって、議案第14号「平成30年度筑前町一般会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第15号「平成30年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」、討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員</p>
河内議員	<p>反対の立場から討論します。 国民健康保険は、歴史的にも法的にも社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする社会保障制度です。 国民健康法第1条には、この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とすると、明確に規定しています。 また4条では、国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならない。都道府県は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように、必要な指導をしなければならないと、国の運営責任や都道府県の指導責任を規定しています。 国民健康保険は、助け合いの制度などではなく、給付と負担の公平との概念で捉えることは間違っているのではないのでしょうか。国が財政的に責任を負い、お金のある</p>

	<p>なしで差別されない制度であることは明確ではないでしょうか。</p> <p>国保財政が厳しい根本原因は国庫負担が引き下げられたことにあります。1980年代には50%を超えていた国保の総会計に占める国庫支出金の割合が、今では25%程度まで下がっています。国に国庫負担金の増額を求め、住民負担を軽減すべきと考えます。</p> <p>よって、反対を表明し、討論とします。</p>
議長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>奥村議員</p>
奥村議員	<p>賛成の立場から討論いたします。</p> <p>地域住民の医療確保と健康増進に重要な役割を果たしている国民健康保険事業は、厳しい財政運営の中、赤字補填の繰入金対応のある本予算であるが、4月から始まる国保改革制度に対応した適正な内容と判断し、賛成の意見を表明し、討論いたします。</p>
議長	<p>他に討論はありませんか。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、議案第15号「平成30年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」を、採決します。</p> <p>議案第15号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手多数です。</p> <p>したがって、議案第15号「平成30年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第16号「平成30年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」、討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>反対の立場から討論します。</p> <p>そもそも75歳という年齢だけで医療を差別する後期高齢者医療制度そのものに反対であり、1日も早く元の老人医療保険制度に戻すべきと考えます。</p> <p>しかも今回、低所得者に対する2割軽減措置が廃止される内容も含んでおり、ますます高齢者の生活を圧迫することになり、到底容認できるものではありません。</p> <p>よって、反対を表明し、討論とします。</p>
議長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>木村議員</p>
木村議員	<p>賛成の立場から討論いたします。</p> <p>後期高齢者医療制度事業は、高齢者の方々が県内一律のサービスを受けられるものとして、福岡県後期高齢者医療広域連合が保険者となって運営をしております。</p> <p>本予算は、広域連合との連携をもとに、主に筑前町が徴収した保険料を広域連合に納付する内容のもので、適正な内容と判断し、賛成の意思を表明し、討論いたします。</p>
議長	<p>他に、討論はありませんか。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、議案第16号「平成30年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」を、採決します。</p> <p>議案第16号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手多数です。</p>

	したがって、議案第16号「平成30年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。
議長	次に、議案第17号「平成30年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」、討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員
河内議員	反対の立場から討論します。 未だに1億円以上の未償還があるというのに、435万4,000円とあまりに少ない元利収入となっています。弁護士費用も計上していることは裁判も視野に入れていることと思われます。毎年400万程度の償還では、これから30年以上もかかってしまいます。後世の担当職員の負担を軽くするためにも、もう少し早期償還に向け努力すべきと考えます。 よって、反対を表明し、討論とします。
議長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 深野議員
深野議員	賛成の立場で討論します。 平成30年度の予算については、町債も完了したことにより、債権回収が中心になると思いますので、全負債者の時効の管理、納付事業、債務者の状況に応じた弁護士相談の活用などの事務を行う必要があると考えます。 よって、賛成討論といたします。
議長	他に、討論はありませんか。 これで討論を終わります。 これから、議案第17号「平成30年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」を、採決します。 議案第17号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手多数です。 したがって、議案第17号「平成30年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。
議長	次に、議案第18号「平成30年度筑前町下水道事業会計予算について」、討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第18号「平成30年度筑前町下水道事業会計予算について」を、採決します。 議案第18号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、議案第18号「平成30年度筑前町下水道事業会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。
議長	次に、議案第19号「平成30年度筑前町水道事業会計予算について」、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第19号「平成30年度筑前町水道事業会計予算について」を、採

	<p>決します。</p> <p>議案第19号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第19号「平成30年度筑前町水道事業会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。</p>
議長	<p>議案第20号「平成30年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」、討論を行います。 (討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第20号「平成30年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」を、採決します。</p> <p>議案第20号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第20号「平成30年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。</p>
議長	<p>先ほどの河内議員の質問の件で、都市計画課長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。 都市計画課長</p>
都市計画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>先ほど議案第8号で町営住宅管理条例の条例改正の中で、金額の質疑がございましたので、その金額について回答させていただきます。</p> <p>一般世帯の場合で月額所得が15万8,000円、最上階層世帯につきまして月額所得21万4,000円でございます。以上でございます。</p>
日程第21	
議長	<p>日程第21 発議第1号「筑前町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」を、議題とします。</p> <p>議案の提案理由の説明を、提出者に求めます。 石丸時次郎議員</p>
石丸議員	<p>それでは、ただ今から発議第1号の提出理由の説明をいたします。</p> <p>議会提出議案書の1ページをお開きください。</p> <p>発議第1号「筑前町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について」上記の議案を別紙のとおり、筑前町議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。</p> <p>提出者 石丸時次郎、賛成者は、田口讓司議員・栗野光雄議員であります。</p> <p>初めに提出の理由についてご説明いたします。</p> <p>議員としての活動が長期的に不可能となった場合、現行の条例では、当該議員の議員報酬は減額、不支給の対象とはなりません。このような場合における報酬の減額、支給停止、不支給となる特例を条例で定めることで、議会と住民の信頼関係をより強くしようとするものであります。</p> <p>議案書の2ページをお開きください。</p> <p>筑前町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例でございます。</p> <p>主な内容のみ説明をいたします。</p> <p>第3条、第4条で、議員報酬及び期末手当の減額を定めております。</p> <p>これは、議員が自己都合、疾病、その他の事由により、議会や委員会の会議等引き</p>

	<p>続き 90 日を超えて欠席した場合に、欠席日数に応じて報酬を減額支給するものです。</p> <p>期末手当の減額も同様に、基準日以前 6 月以内の期間において、議員報酬の減額支給があるときに同じ割合で減額を行います。</p> <p>第 6 条、第 7 条では、議員報酬及び期末手当の支給停止について定めております。</p> <p>議員が刑事事件の被疑者または被告人として逮捕、拘留その他その身体を拘束される処分を受けたときは、処分を解かれる日までの間、その間の議員報酬を日割り計算により支給停止といたします。</p> <p>期末手当も、基準日以前 6 月以内の期間において処分を受けたときは、支給停止となります。</p> <p>第 9 条では、支給を停止された議員報酬及び期末手当について、支給停止に係る刑事事件の有罪判決が確定したときは、不支給とすることを定めております。</p> <p>なお、この条例は、公布の日から施行いたします。</p> <p>以上、提案理由をご説明しましたが、皆様におかれましてもご賛同賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、発議第 1 号「筑前町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」を、採決します。</p> <p>発議第 1 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、発議第 1 号「筑前町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第 2 2	
議 長	<p>日程第 2 2 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を、議題とします。</p> <p>議会運営委員長から会議規則第 7 3 条の規定によって、お手元にお配りした本会議の会議日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。</p>
日程第 2 3	
議 長	<p>日程第 2 3 「常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を、議題とします。</p> <p>各常任委員長から所掌事務のうち会議規則第 7 3 条の規定によって、お手元にお配りした所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありません</p>

	か。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
閉 会	
議 長	これで、本日の会議は、全部終了しました。 町長
町 長	一言ごあいさつ申し上げます。 すべての議案を慎重審議の上承認、可決をいただきましてありがとうございます。一部内容の修正がありましたことをご詫言申し上げます。 健全財政と地域振興、どちらも譲れない基本政策でございます。結果としての人口問題は、町存続の根幹を成すものだと認識します。 人口減少という明治以降経験のない時代の到来であり、前例のない挑戦が必要であります。国の支援を受けて地方創生、地域おこし協力隊等役場の若手職員が中心となった事業プランも予算化させていただきました。 このすべての予算執行にあたりましては、今回の審議経過をも念頭に促進してまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます、閉会にあたりましてのあいさついたします。 お疲れさまでした。ありがとうございました。
議 長	町長からのあいさつが終わりました。 会議を閉じます。 平成30年第1回筑前町議会定例会を閉会します。 お疲れさまでした。 <p style="text-align: right;">(15:06)</p>
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。  議 長 矢野 勉  11番 議 員 福本 香昭  12番 議 員 梅田 美代子